平成２１年（フ）第１０７号
兵庫県加西市繁昌町1866番地
債務者　山端　真一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１１４号
兵庫県小野市上本町10番地の３　ルミエール202号
債務者　朴木　素子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３２４号
香川県高松市屋島西町2274番地20アルファシティ屋島６番館214号
債務者　芝田小百合（旧姓重森）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２７７号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷860番地　時津グリーンハイツ411
債務者　山本　純一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ317号
債務者　樫川　崇治
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７９１号
千葉県船橋市東町24番地　Ａ＆Ａ36―104号
債務者　篠原　啓由（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７９９号
千葉市美浜区幸町２丁目８番19棟401号
債務者　長島美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８２８号
千葉市美浜区幸町２丁目18番５棟405号
債務者　八木橋　崇
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８２９号
千葉市美浜区幸町２丁目18番５棟405号
債務者　八木橋こずえ
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８６２号
千葉県船橋市本中山４丁目３番２棟104号
債務者　丸山　艶子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８８４号
千葉市花見川区花見川５番３棟502号
債務者　越前喜久子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８９４号
千葉県鎌ケ谷市初富808―54　秋元病院、住民票上の住所千葉県市川市高石神24番６号ハピネスＳ
債務者　山中ハツエ
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９１６号
千葉県八千代市米本1359番地米本団地５街区23棟303号
債務者　渡辺　　洋
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９２５号
千葉県浦安市美浜２丁目８番201号
債務者　半田　義博
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９４１号
千葉市中央区川戸町504番地９
債務者　宮本セイジこと　ＭＩＹＡＭＯＴＯ　ＷＡＬＴＥＲ　ＳＥＩＪＩ
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９６５号
千葉市花見川区検見川町３丁目340番地18ミヤマコーポ202号
債務者　石塚かなえ
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９７０号
千葉市若葉区みつわ台３丁目１番８棟103号
債務者　橋本　明男
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係